

○内閣府
財務省令第 号
農林水産省

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 野村 哲郎

内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）

第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十四条に規定する業務を行う事業については、同条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）並びに当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業については、同条の規定に基づきその事業を行う者であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合にあつては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2 金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（立入検査の証明書）

第七条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

附 則

この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第一（第三条関係）

第 号 指 定 通 知 書 年 月 日 殿 金 融 庁 長 官 財 務 大 臣 農 林 水 産 大 臣 (公印省略) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号)第50条第1項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。 記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業 の 種 類	
指定をした年月日	

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

殿

名 称
代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 50 条第 3 項の規定により、届け出ます。

変 更 事 項		
名称又は住所	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三（第六条関係）

第 号 指 定 解 除 通 知 書 年 月 日 殿 金 融 庁 長 官 財 務 大 臣 農 林 水 産 大 臣 (公印省略) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第51条の規定により特定社会基盤事業者としての指定を解除したので、同条において準用する同法第50条第2項の規定により、下記のとおり通知する。 記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業 の 種 類	
指定をした年月日	
指 定 を 解 除 し た 年 月 日	

様式第四（第七条関係）

表		
年 月 日発行第 号（ 年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日
(写真)	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 58 条第 2 項の規定による立入検査証	
	(発 行 権 者)	

裏
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋 (報告徴収及び立入検査)
第五十八条 (略)
2 主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一～四 (略)
五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
六・七 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。